

# 弁護士会照会って どんな場面で使えるの？

【こんな照会事例もあります④】

## ～遺産における「動産」の調査～

調査室囑託 関哉 直人 Naoto Sekiya (54期)



遺産分割における遺産には、不動産や預貯金の他、動産（現金、自動車、骨董品、宝石、その他財産的価値のある物）が含まれますが、現金や高価な物以外の動産は、遺産分割協議書に記載せず相続人間で適宜処分するなど、重要視されないことも少なくありません。しかしながら、遺産分割後に財産的価値のある動産の存在や相続開始前後の売却の事実が明らかになると、再度分割協議を行うことや、先に行った分割協議の内容を見直すことが必要になります。あらかじめ財産的価値のある動産の存在や売却の事実が疑われる場合、弁護士会照会（23条照会）を利用して当該動産に関する調査ができることがありますので、ご紹介します。

### 1. 記念貨幣

被相続人の趣味が記念貨幣の収集であったという事案の場合、その存否が争いになることがあります。

記念貨幣については財産的価値があることが明らかですので、遺産分割の際に誰に相続させるかを決めておくことが望ましいと言えます。記念貨幣の内容にもよりますが、現金として考慮すればいい場合もあります。他方で、額面以上の価値がある記念貨幣も多く、その場合は記念貨幣の評価額が遺産として考慮されます。

記念貨幣の購入方法は様々ですが、独立行政法人造幣局ではその年のイベント等にちなんだ記念貨幣や、貨幣セットなどを販売しています。

仮に被相続人が造幣局を通じて記念貨幣の購入申込みをしていたのであれば、造幣局に問い合わせることで申込履歴が分かる可能性があります。

例えば、受任事件（遺産分割交渉事件や調停申立事件）において記念貨幣が遺産として存在するかが争いになっている場合、弁護士会照会により、造幣局に対し、被相続人の記念貨幣の購入履歴を照会することにより、いつどのような貨幣を購入したかに

ついて回答を得ることができます。記念貨幣の内容や量によっては遺産として大きな金額になることもあります。造幣局の回答により、被相続人が長年にわたり記念貨幣を購入し最近も購入していたことが分かった場合、遺産として記念貨幣が存在する可能性が高いことを主張できる可能性があります（これにより、弁護士立会いの下、実家に記念貨幣が残っていないかを相続人らで探すことにつながるかもしれません。また、主張や反論を重ねる中で、一部の相続人が被相続人の記念貨幣を占有していることや、勝手に売却したことが明らかになることも考えられます）。

### 2. 刀剣類

被相続人が刀剣類を収集していたという事案もあります。

美術品として価値のある刀剣類等は、都道府県教育委員会で登録することにより所持できることになっていますので、当該事案の場合、都道府県教育委員会に照会することによりその存在が明らかになる可能性があります。

### 3. その他

記念切手や骨董品、宝石類についても、購入先が特定できれば、弁護士会照会を通じて購入先に照会を行い、購入履歴について回答が得られる可能性があります。

動産といっても余り価値がないのではないかと、相続開始時に存在していることを証明することは難しいのではないかと諦めず、調査を尽くすためにも弁護士会照会を利用してみてください。 